

資料 6

放医研における規制に関する研究の透明性・中立性の確保について (規制支援審議会の設置と審議会での審議等の方針)

H27年3月25日
放射線医学総合研究所
(規制支援審議会了承)

1. 検討の背景

放医研の業務のうち「放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るものに関する事項」については文部科学省と原子力規制委員会の共管であるが、一方、放医研は原子炉等規制法の規制対象となる被規制者でもある。規制対象となる被ばく医療共同研究施設は、共管業務の一つである緊急被ばく医療研究の実施に不可欠な施設であるが、被規制者が規制に関する研究及び業務（以下、「規制関連研究等」）を実施するに当たっては、規制関連研究の公平性・中立性の確保に留意する必要がある。

2. 検討の方向性

- 規制関連研究等の公平性・中立性確保のため、規制関連研究を行う部門と規制対象施設の管理運営、認可申請等を行う部門を分離する考え方もあるが、放医研が実施する放射線防護研究や緊急被ばく医療研究等は原子炉等規制法の規制内容に直接関連するものではなく、規制対象施設の認可を得るために研究の中立性が損なわれることは想定されない。このため、限られた資源を分離することにより規制関連研究等が阻害されることがないよう、組織の分離は行わない。
- 放医研における規制関連研究等のうち放射線障害防止法や放射線審議会の答申に従い各省において整備される規制と関係する放射線防護研究については、ほとんどの場合、科学的データが一旦国際機関等の専門家の議論を経た上で国内規制へ取り入れられるなど、公平性・中立性を確保する仕組みがある。また、放医研における規制関連研究のうち緊急被ばく医療研究については、規制そのものではなく原子力災害医療、緊急被ばく医療等の体制整備の参考となるものである。
- 上記に関わらず、規制関連研究等の公平性・中立性を一層明確とし、放医研が社会的な信頼の上に規制関連研究・業務を進めるためには、原子力の被規制者との関係における放医研の公平性・中立性を確保する自己規制の基準を設定することが適当である。このため、当該自己規制基準とその適切な運用について確認する規制支援審議会を設置する。規制支援審議会は、倫理・コンプライアンス活動推進をして設置されている放医研の倫理・コンプライアンス委員会の外部委員及び放射線安全研究の専門家で構成され、その構成員については原子力規制庁及び文部科学省の確認を得ることとする。

資料 6

3. 規制支援審議会における審議等の方針

① 審議の対象となる放医研の研究及び業務と原子力の被規制者の範囲

審議対象となる放医研の研究及び業務を「放射線防護に関する研究及び緊急被ばく医療等に関する研究並びに放射線防護及び緊急被ばく医療等に係る業務（緊急時モニタリング、緊急時線量評価、電話相談、人材育成等を含む。以下、「審議対象となる研究及び業務」という。）」とする。

また、対象となる原子力の被規制者の範囲を「原子力災害対策特別措置法上の原子力事業者のうち、研究機関・大学を除く者（以下、「審議対象となる原子力事業者」という。）」に限定する。

【参考】原子力災害対策特別措置法上の原子力事業者

＜電力会社＞

北海道電力（株）、東北電力（株）、東京電力（株）、中部電力（株）、北陸電力（株）、関西電力（株）、中国電力（株）、四国電力（株）、九州電力（株）

＜その他民間＞

リサイクル燃料貯蔵（株）、日本原燃（株）、（公財）核物質管理センター、日本原子力発電（株）、原子燃料工業（株）、ニュークリア・デベロップメント（株）、三菱原子燃料（株）、日本核燃料開発（株）、（株）グローバル・ニュークリア・フェル・ジャパン、（株）東芝、原子燃料工業（株）

＜研究機関・大学＞

（独）日本原子力研究開発機構、（国）東京大学大学院、（国）京都大学、（学）近畿大学

「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」（平成 24 年 9 月 19 日 原子力規制委員会決定）より

「被規制者等」とは、原子炉等規制法の規制対象となる者^{*1}（原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者）、原子炉設備の製造事業者^{*2}並びにそれらの子会社^{*3}及びそれらの団体（電気事業連合会等）をいう。

* 1 : 保安規定を定める事業所の組織に属する者

* 2 : 原子炉設備を製造している部署に属する者

* 3 : 「保安規定を定める原子力事業者」及び原子力設備の製造事業者（メーカー）の子会社

② 審議会が確認する放医研の自己規制基準

(1) 寄附金等の受領

- 審議対象となる原子力事業者からの寄附金等については、審議対象となる研究及び業務を使途とするもの及び使途を特定しないものは、原則受けない。なお、公募等の手続きを経た助成金や、技術指導料、施設利用に伴う負担金等放医研からの便宜供与に対する正当な対価の場合はこの限りでないが、審議会はその内容を確認し、問題がある場合は指摘することができる。なお、放医研は審議会において該当がないことを確認しつつ、判断が難しい案件が

資料 6

生じた場合は審議会に付議する。

(2) 受託研究・共同研究等の実施

- 審議対象となる原子力事業者との受託研究、共同研究等については、原子力の規制に密接に関連するものは原則行わない。合理的理由があり適正な費用分担が行われている場合はこの限りではないが、審議会はその内容を確認し、問題がある場合は指摘することができる。なお、放医研は毎年度の受託研究、共同研究等一覧を審議会に提示して議論する。

(3) 上記以外

- 審議対象となる研究及び業務を行う組織においては、審議対象となる原子力事業者からの出向者、客員研究員を原則受け入れない。

但し、審議対象となる原子力事業者を辞めた個人を役職員として受け入れることや、他組織に再雇用された個人を出向者、客員研究員等として受け入れることは問題ない。

- 役員及び審議対象となる研究及び業務を行う組織の職員に対する審議対象となる原子力事業者への再就職の斡旋を原則禁止する。
- 役員及び審議対象となる研究及び業務を行う組織の職員が、審議対象となる原子力事業者から兼業として謝金を得て講師や委員の依頼を受けることを原則禁止する。
- その他、一般に規制支援活動の公平性・中立性を阻害する要因が見られる場合（規制庁から規制に直結するような事業を受託する場合等）に、公平性・中立性を確立するための取組について、審議会において個別に確認する。

なお、放医研は審議会において該当がないことを確認しつつ、判断が難しい案件が生じた場合は審議会に付議する。

③ その他留意事項

- 放医研は、自己規制基準に鑑み疑義のある事例が生じた場合はいつでも、審議会に相談することができる。
- 透明性確保のため、審議会の資料や審議結果は特に機密事項でない限り公表とする。

以上

放医研における規制に関する研究の透明性・中立性の確保について
(規制支援審議会の設置と審議会での審議等の方針) の新旧対照表

H27年3月25日 規制支援審議会了承版	事務局案	備考
<p>放医研における規制に関する研究の透明性・中立性の確保について (規制支援審議会の設置と審議会での審議等の方針)</p> <p style="text-align: center;"><u>H27年3月25日</u> 放射線医学総合研究所 (規制支援審議会了承)</p>	<p>放医研における規制に関する研究の透明性・中立性の確保について (規制支援審議会の設置と審議会での審議等の方針)</p> <p style="text-align: center;">H 年 月 日 放射線医学総合研究所</p>	
<p>1. 検討の背景</p> <p>放医研の業務のうち「放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るものに関する事項」については文部科学省と原子力規制委員会の共管であるが、一方、放医研は原子炉等規制法の規制対象となる被規制者でもある。規制対象となる被ばく医療共同研究施設は、共管業務の一つである緊急被ばく医療研究の実施に不可欠な施設であるが、被規制者が規制に関する研究及び業務（以下、「規制関連研究等」）を実施するに当たっては、規制関連研究の公平性・中立性の確保に留意する必要がある。</p> <p>2. 検討の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 規制関連研究等の公平性・中立性確保のため、規制関連研究を行う部門と規制対象施設の管理運営、認可申 	<p>1. 検討の背景</p> <p>放医研の業務のうち「放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るものに関する事項」については文部科学省と原子力規制委員会の共管である。放医研が原子炉等規制法に関する研究及び業務（以下、「規制関連研究等」）を実施するに当たっては、規制関連研究等の公平性・中立性の確保に留意する必要がある。</p> <p>2. 検討の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 規制関連研究等の公平性・中立性確保のため、規制関連研究を行う部門と規制対象施設の管理運営、許可申 	被ばく医療共同研究施設は現在、政令41条非該当施設となっている

H27年3月25日 規制支援審議会了承版	事務局案	備考
<p>請等を行う部門を分離する考え方もあるが、放医研が実施する<u>放射線防護研究</u>や<u>緊急被ばく医療研究</u>等は原子炉等規制法の規制内容に直接関連するものではなく、規制対象施設の<u>認可</u>を得るために研究の中立性が損なわれることは想定されない。このため、限られた資源を分離することにより規制関連研究等が阻害されることがないよう、組織の分離は行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放医研における規制関連研究等のうち放射線障害防止法や放射線審議会の答申に従い<u>各省</u>において整備される規制と関係する<u>放射線防護研究</u>については、ほとんどの場合、科学的データが一旦国際機関等の専門家の議論を経た上で国内規制へ取り入れられるなど、公平性・中立性を確保する仕組みがある。また、放医研における規制関連研究のうち<u>緊急被ばく医療研究</u>については、規制そのものではなく原子力災害医療、<u>緊急被ばく医療</u>等の体制整備の参考となるものである。 上記に関わらず、規制関連研究等の公平性・中立性を一層明確とし、放医研が社会的な信頼の上に規制関連研究・業務を進めるためには、原子力の被規制者との関係における放医研の公平性・中立性を確保する自己規制の基準を設定することが適当である。このため、当該自己規制基準とその適切な運用について確認する規制支援審議会を設置する。規制支援審議会は、倫理・コンプライアンス活動推進を目的として設置され 	<p>請等を行う部門を分離する考え方もあるが、放医研が実施する<u>放射線影響研究</u>や<u>被ばく医療研究</u>等は原子炉等規制法の規制内容に直接関連するものではなく、規制対象施設の<u>許可</u>を得るために研究の中立性が損なわれることは想定されない。このため、限られた資源を分離することにより規制関連研究等が阻害されることがないよう、組織の分離は行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放医研における規制関連研究等のうち放射線障害防止法や放射線審議会の答申に従い<u>各省</u>において整備される規制と関係する<u>放射線影響研究</u>については、ほとんどの場合、科学的データが一旦国際機関等の専門家の議論を経た上で国内規制へ取り入れられるなど、公平性・中立性を確保する仕組みがある。また、放医研における規制関連研究のうち<u>被ばく医療研究</u>については、規制そのものではなく原子力災害医療、<u>被ばく医療</u>等の体制整備の参考となるものである。 上記に関わらず、規制関連研究等の公平性・中立性を一層明確とし、放医研が社会的な信頼の上に規制関連研究・業務を進めるためには、原子力の被規制者との関係における放医研の公平性・中立性を確保する自己規制の基準を設定することが適当である。このため、当該自己規制基準とその適切な運用について確認する規制支援審議会を設置する。規制支援審議会の構成員については原子力規制庁及び文部科学省の確認を 	用語の適正化 中長期計画上の表現との整合 倫理・コンプライアンス委員会との関係整理

H27年3月25日 規制支援審議会了承版	事務局案	備考
<p>ている放医研の倫理・コンプライアンス委員会の外部委員及び放射線安全研究の専門家で構成され、その構成員については原子力規制庁及び文部科学省の確認を得ることとする。</p> <p>3. 規制支援審議会における審議等の方針 ① 審議の対象となる放医研の研究及び業務と原子力の被規制者の範囲 審議対象となる放医研の研究及び業務を「<u>放射線防護</u>に関する研究及び<u>緊急被ばく医療</u>等に関する研究並びに<u>放射線防護</u>及び<u>緊急被ばく医療</u>等に係る業務（緊急時モニタリング、緊急時線量評価、電話相談、人材育成等を含む。以下、「審議対象となる研究及び業務」という。）」とする。 また、対象となる原子力の被規制者の範囲を「原子力災害対策特別措置法上の原子力事業者のうち、研究機関・大学を除く者（以下、「審議対象となる原子力事業者」という。）」に限定する。 【参考】原子力災害対策特別措置法上の原子力事業者 <電力会社> 北海道電力（株）、東北電力（株）、東京電力（株）、中部電力（株）、北陸電力（株）、関西電力（株）、中国電力（株）、四国電力（株）、九州電力（株） <その他民間> リサイクル燃料貯蔵（株）、日本原燃（株）、（公財）核物質管理センター、日本原子力発電（株）、原子燃料工業（株）、ニュークリア・デベロップメント</p>	<p>得ることとする。</p> <p>3. 規制支援審議会における審議等の方針 ① 審議の対象となる放医研の研究及び業務と原子力の被規制者の範囲 審議対象となる放医研の研究及び業務を「<u>放射線影響</u>に関する研究及び<u>被ばく医療</u>等に関する研究並びに<u>放射線影響</u>及び<u>被ばく医療</u>等に係る業務（緊急時モニタリング、緊急時線量評価、電話相談、人材育成等を含む。以下、「審議対象となる研究及び業務」という。）」とする。 また、対象となる原子力の被規制者の範囲を「原子力災害対策特別措置法上の原子力事業者のうち、研究機関・大学を除く者（以下、「審議対象となる原子力事業者」という。）」に限定する。 【参考】原子力災害対策特別措置法上の原子力事業者 <電力会社> 北海道電力（株）、東北電力（株）、東京電力ホールディングス（株）、中部電力（株）、北陸電力（株）、関西電力（株）、中国電力（株）、四国電力（株）、九州電力（株） <その他民間> リサイクル燃料貯蔵（株）、日本原燃（株）、（公財）核物質管理センター、日本原子力発電（株）、原子燃料工業（株）、ニュークリア・デベロップメント</p>	中長期計画上の表現との整合 情報更新
	3	

H27年3月25日 規制支援審議会了承版	事務局案	備考
<p>ント（株）、三菱原子燃料（株）、日本核燃料開発（株）、（株）グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン、（株）東芝、<u>原子燃料工業（株）</u> <研究機関・大学> （独）日本原子力研究開発機構、（国）東京大学大学院、（国）京都大学、（学）近畿大学</p> <p>「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」（平成24年9月19日 原子力規制委員会決定）より 「被規制者等」とは、原子炉等規制法の規制対象となる者^{*1}（原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者）、原子炉設備の製造事業者^{*2}並びにそれらの子会社^{*3}及びそれらの団体（電気事業連合会等）をいう。</p> <p>* 1：保安規定を定める事業所の組織に属する者 * 2：原子炉設備を製造している部署に属する者 * 3：「保安規定を定める原子力事業者」及び原子力設備の製造事業者（メーカー）の子会社</p> <p>② 審議会が確認する放医研の自己規制基準 (1) 寄附金等の受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審議対象となる原子力事業者からの寄附金等については、審議対象となる研究及び業務を使途とするもの及び使途を特定しないものは、原則受けない。なお、公募等の手続きを経た助成金や、技術指導料、施設利用に伴う負担金等放医研からの便宜供与に対する正当な対価の場合はこの限りでないが、審議会はその内容を確認し、問題があ 	<p>原子燃料工業（株）、ニュークリア・デベロップメント（株）、三菱原子燃料（株）、日本核燃料開発（株）、（株）グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン、（株）東芝 <研究機関・大学> （国研）日本原子力研究開発機構、（国）京都大学、（学）近畿大学</p> <p>「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」（平成24年9月19日 原子力規制委員会決定）より 「被規制者等」とは、原子炉等規制法の規制対象となる者^{*1}（原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者）、原子炉設備の製造事業者^{*2}並びにそれらの子会社^{*3}及びそれらの団体（電気事業連合会等）をいう。</p> <p>* 1：保安規定を定める事業所の組織に属する者 * 2：原子炉設備を製造している部署に属する者 * 3：「保安規定を定める原子力事業者」及び原子力設備の製造事業者（メーカー）の子会社</p> <p>② 審議会が確認する放医研の自己規制基準 (1) 寄附金等の受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審議対象となる原子力事業者からの寄附金等については、審議対象となる研究及び業務を使途とするもの及び使途を特定しないものは、原則受けない。なお、公募等の手続きを経た助成金や、技術指導料、施設利用に伴う負担金等放医研からの便宜供与に対する正当な対価の場合はこの限りでないが、審議会はその内容を確認し、問題があ 	

H27年3月25日 規制支援審議会了承版	事務局案	備考
<p>る場合は指摘することができる。なお、放医研は審議会において該当がないことを確認しつつ、判断が難しい案件が生じた場合は審議会に付議する。</p> <p>(2) 受託研究・共同研究等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審議対象となる原子力事業者との受託研究、共同研究等については、原子力の規制に密接に関連するものは原則行わない。合理的理由があり適正な費用分担が行われている場合はこの限りではないが、審議会はその内容を確認し、問題がある場合は指摘することができる。なお、放医研は毎年度の受託研究、共同研究等一覧を審議会に提示して議論する。 <p>(3) 上記以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審議対象となる研究及び業務を行う組織においては、審議対象となる原子力事業者からの出向者、客員研究員を原則受け入れない。 但し、審議対象となる原子力事業者を辞めた個人を役職員として受け入れることや、他組織に再雇用された個人を出向者、客員研究員等として受け入れることは問題ない。 ○ 役員及び審議対象となる研究及び業務を行う組織の職員に対する審議対象となる原子力事業者 	<p>る場合は指摘することができる。なお、放医研は審議会において該当がないことを確認しつつ、判断が難しい案件が生じた場合は審議会に付議する。</p> <p>(2) 受託研究・共同研究等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審議対象となる原子力事業者との受託研究、共同研究等については、原子力の規制に密接に関連するものは原則行わない。合理的理由があり適正な費用分担が行われている場合はこの限りではないが、審議会はその内容を確認し、問題がある場合は指摘することができる。なお、放医研は毎年度の受託研究、共同研究等一覧を審議会に提示して議論する。 <p>(3) 上記以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審議対象となる研究及び業務を行う組織においては、審議対象となる原子力事業者からの出向者、客員研究員を原則受け入れない。 但し、審議対象となる原子力事業者を辞めた個人を役職員として受け入れることや、他組織に再雇用された個人を出向者、客員研究員等として受け入れることは問題ない。 ○ 役員及び審議対象となる研究及び業務を行う組織の職員に対する審議対象となる原子力事業者 	

H27年3月25日 規制支援審議会了承版	事務局案	備考
<p>への再就職の斡旋を原則禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員及び審議対象となる研究及び業務を行う組織の職員が、審議対象となる原子力事業者から兼業として謝金を得て講師や委員の依頼を受けることを原則禁止する。 ○ その他、一般に規制支援活動の公平性・中立性を阻害する要因が見られる場合（規制庁から規制に直結するような事業を受託する場合等）に、公平性・中立性を確立するための取組について、審議会において個別に確認する。 なお、放医研は審議会において該当がないことを確認しつつ、判断が難しい案件が生じた場合は審議会に付議する。 <p>③ その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放医研は、自己規制基準に鑑み疑義のある事例が生じた場合はいつでも、審議会に相談することができる。 ○ 透明性確保のため、審議会の資料や審議結果は特に機密事項でない限り公表とする。 <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>への再就職の斡旋を原則禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員及び審議対象となる研究及び業務を行う組織の職員が、審議対象となる原子力事業者から兼業として謝金を得て講師や委員の依頼を受けることを原則禁止する。 ○ その他、一般に規制支援活動の公平性・中立性を阻害する<u>おそれがある場合</u>に、公平性・中立性を確立するための取組について、審議会において個別に確認する。 なお、放医研は審議会において該当がないことを確認しつつ、判断が難しい案件が生じた場合は審議会に付議する。 <p>③ その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放医研は、自己規制基準に鑑み疑義のある事例が生じた場合はいつでも、審議会に相談することができる。 ○ 透明性確保のため、審議会の資料や審議結果は特に機密事項でない限り公表とする。 <p style="text-align: center;">以上</p>	前回指摘事項の反映